

令和 7 年度

旭川市立永山中学校

学校いじめ防止基本方針



はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

そのため、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」のほか、「国の基本方針」(最終改定

平成29年3月)や「旭川市いじめ防止基本方針(平成31年策定、令和6年3月改定)」等を参考に、このいじめ防止基本方針において、本校としてのいじめの未然防止や根絶の取組を明らかにし、保護者、地域住民と緊密に連携するとともに全教職員が一致協力し「いじめのない楽しい学校づくり」に向け最大限努力します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

ア いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では基本理念を踏まえ、保護者や関係機関と連携しながら、全ての生徒がいじめ防止のために主体的に行動し、安心して生活し、学ぶことができるようにするため、いじめに対して迅速に対応して参ります。

2 市立学校の責務等

旭川市においては、「旭川市いじめ防止対策推進条例」により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例第5条の規定を踏まえ、いじめ防止の責務を果たす必要があります。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や生徒、地域の方々と一体となり、生徒の倫理観を養い、他の生徒に対して思いやりを持つ指導を充実させるなど、いじめ防止の取組を行います。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- イ 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- エ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- オ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

（３）いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

ア いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

イ いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。

エ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

オ 生徒一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

カ 生徒の発達の段階に応じた、「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め、互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

※1 自己有用感：他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。

※2 自己肯定感：「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情。

（４）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、

より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態への対応

「重大事態」とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童（生徒）が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

- (1) 昨年度のいじめ認知件数は116件である。今年度も「いじめの防止等の対策に関する基本理念」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長をリーダーとする、いじめ防止対策推進の中核を担う組織を校内に設置し、いじめの未然防止の取組を推進するとともに、早期発見ならびに発生時には迅速かつ適切に対応できる実効性のある取組を推進する。
- (3) 生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。
- (4) 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する生徒の割合を全学年において100%にすることを目標に各種の取組を推進する。

2 学校いじめ対策組織の設置

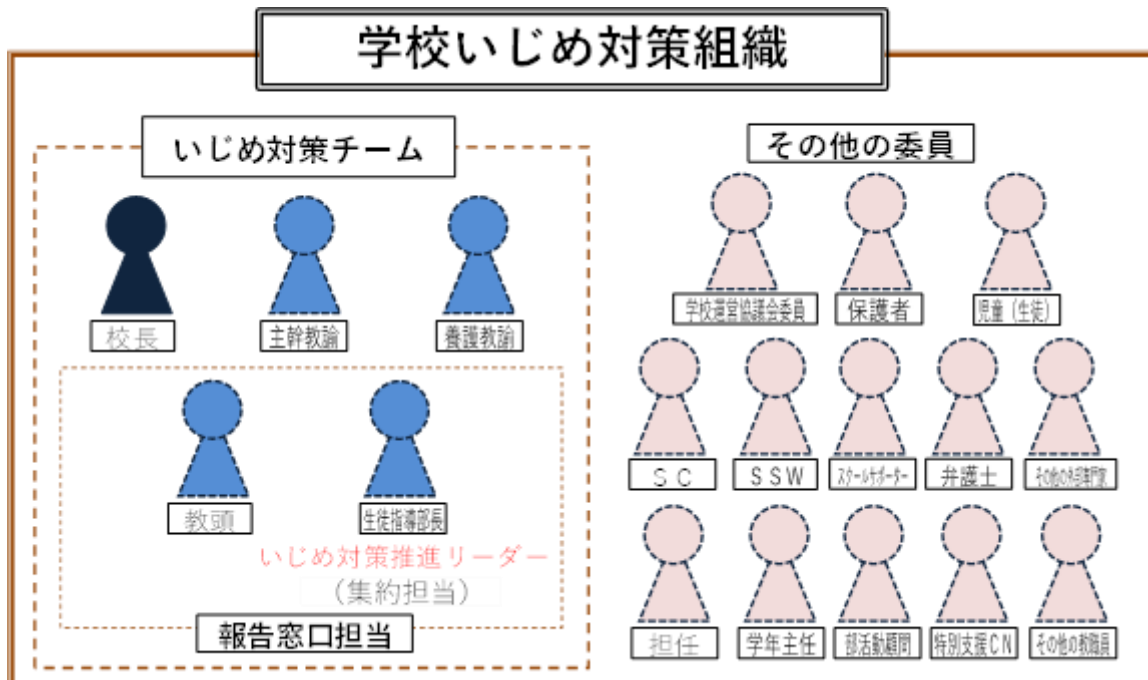
(1) 学校いじめ対策組織の構成

設置の目的

- ア 本校生徒がいじめ（インターネット空間を含む）の加害者や被害者にならないよう、「未然防止」の取組を、意図的・計画的に行い、いじめを生まない土壌を形成する。また、取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の生徒の行動の様子やアンケート調査などで検証を行い、PDCA サイクルに基づいた取組を推進する。
- イ どの生徒にとってもいつでもいじめや人間関係の悩みなどについて相談がしやすいよう、信頼関係の構築に努めるとともに相談体制を整備する。また、些細な兆候も見逃さないよう、いじめの疑いも含め、日頃の見守り活動や教師間の情報交換を積極的に行い、早期発見・いじめ事案対処（以下「事案対処」）に努める。
- ウ いじめが発見された場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。また、いじめられた生徒の心身の安全を速やかに確保し、学校に安心して登校できる環境を整える。
- エ 加害生徒には、再発の防止に向け教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をするとともに、当該保護者との連携を図る。
- オ いじめが重大な犯罪行為として判断される場合には、関係機関と連携を図る。

学校いじめ対策組織の構成

以上の目的を果たすため、以下のメンバーにより構成し、月1回以上の定期的な会議および毎週金曜日に「いじめ対策会議」（管理職、生徒指導部長、学年主任、特別支援コーディネーター）を開催し、組織的にいじめ防止対策を推進する。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

ア 学校はいじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と公開（見直しを含む）
- (2) いじめ根絶に係る生徒の自治活動の推進
- (3) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (4) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (5) 生徒の情報モラルの育成
- (6) ネット・トラブルの対応
- (7) いじめの早期発見・事案対処
- (8) いじめの再発防止
- (9) 関係機関との連携
- (10) 保護者等への適切な情報提供
- (11) いじめの問題及び生徒理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進（防止対策の点検・評価・改善）
- (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

イ 学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付ける。

- (ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (イ) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (ウ) いじめの早期発見のため、タブレット端末や掲示による相談先を周知する役割
- (エ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (オ) いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否か、一方的なのか双方向のいじめであるか、の判断を行う役割
- (カ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- (キ) いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- (ク) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (ケ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (コ) 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- (サ) 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- (シ) いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- (ス) 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

3 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- イ 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- ウ 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- エ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。
- オ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- イ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- ウ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- エ 児童生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- オ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ウ 児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- エ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- オ 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

カ 配慮を必要とする児童生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- イ 児童生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ウ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- エ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

（５）生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- ア 生徒会を中心に、いじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定する。
- イ 生活・学習Ａｃｔサミットで協議された内容を中学校で連携して共有する。
- ウ いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会、メッセージコンクール等の開催など、児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

（６）いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- ア 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- イ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- ウ いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- エ 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組

記入者

【記入日

月

日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。……………〔 〕
- ☐ 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。……………〔 〕
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。……………〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

生徒氏名

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。……………〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- ☐ 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- ☐ 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSなどを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやっあたりする。

保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。以下の相談窓口を利用することも有効です。

主な相談窓口

◆少年サポートセンター「少年相談 110 番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権 110 番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 （ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511 <受付時間> 平日 9:00～16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243 <受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供 SOS ダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343 <受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝を除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。スクールカウンセラーの相談は予約可能です。予約をする場合は、担任や教頭に伝えてください。永山中学校の電話番号は0166-48-2511になります。スクールカウンセラーは、毎週木曜日の午後に、本校2階カウンセラー室に来校しています。

4 いじめへの対処

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

「いじめ対策会議」の開催

※週に1回の定例会議の開催
(週単位でのいじめの状況報告)
※月に1回の定例会議
(月単位いじめの状況の確認)

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担の決定）
- ☐ 対応チームの編成及び役割分担
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



【再発防止に向けた取組】		
○ 原因の詳細な分析 □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施	○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 □生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 □道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	○ 家庭、地域との連携強化 □教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価を通じた学校運営協議会等によるおけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- エ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- オ いじめを受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守り等を行う。
- カ いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- キ いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- ク インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- ケ いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第２３条第６項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- コ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

（２）いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ア いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- ウ いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、でき

る限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。

- エ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- オ いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- カ いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。
- キ いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。
- ク 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

（３）いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- イ 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ウ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- エ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- オ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
 - （ア）いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第２６条^{※３}に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - （イ）教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条^{※４}の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※３ いじめ防止対策推進法第２６条

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

※４ 学校教育法第１１条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- イ 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- ウ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。
- エ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

5 重大事態への対応

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対応するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ア 学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に報告する。特に、法第28条第1項第2号^{※3}に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- イ 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ウ 児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- エ 学校から、重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告する。
- オ 学校は、いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。
- カ 市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対応する。

※3 いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(2) 教育委員会又は学校による調査

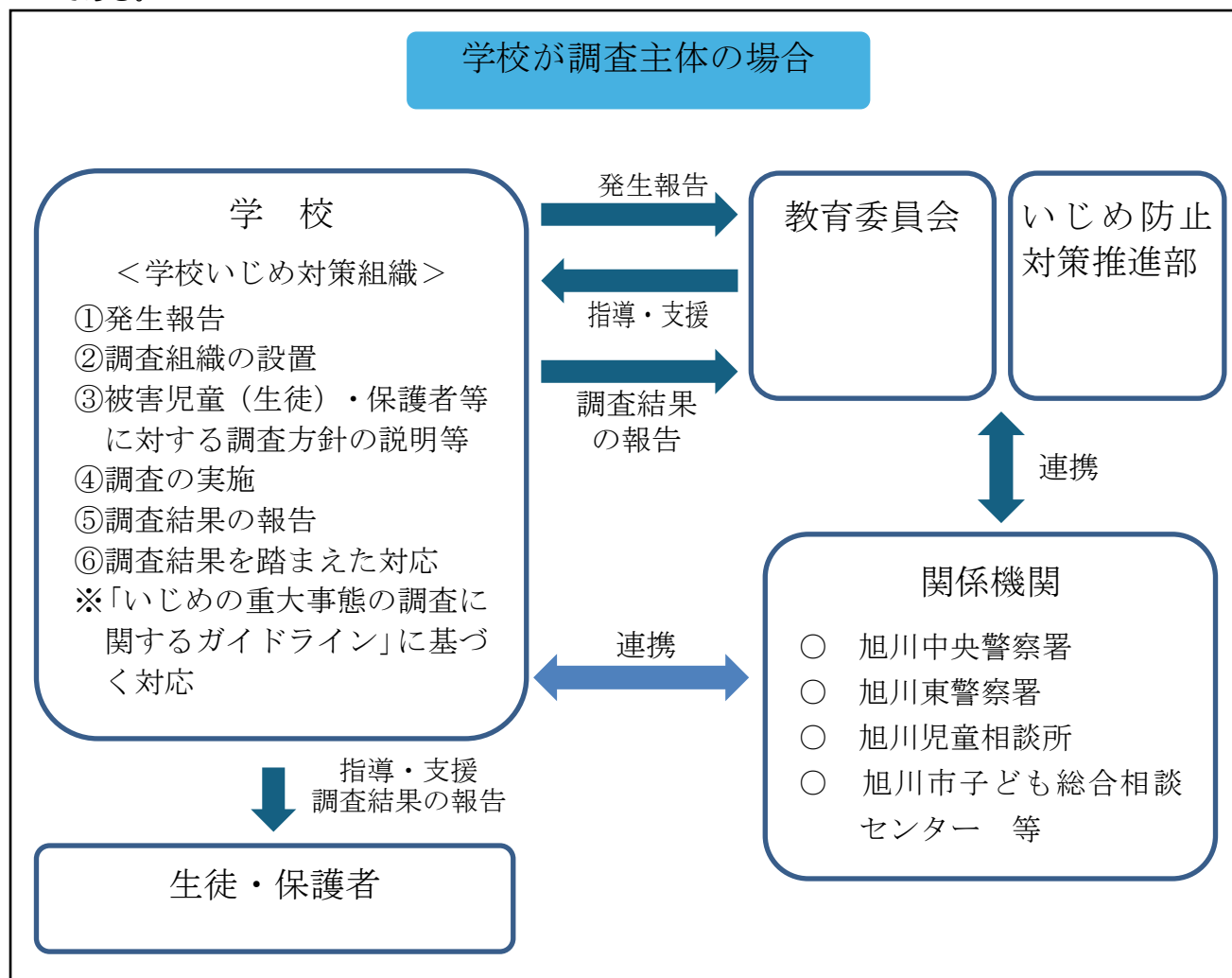
- ア 学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設ける。

イ 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

ウ 教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を対策委員会とする。

エ 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

オ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。



（３）調査結果の提供及び報告

ア 調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は小・中学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

イ 教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告する。

（４）市長による再調査及び措置

ア 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行う。

- イ 再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- ウ 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。
- エ 市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校だよりに掲載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

7 関係機関との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。（再掲）
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- ア 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- イ 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- ウ 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

9 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○参観日、道徳授業公開PTA学年講演会、学校HP等での保護者への防止対策の周知 ○チャンス相談（通年） ○休み時間ふれあい活動（通年） ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○校内研修（生徒理解研修） ○いじめ防止対策を盛り込んだ学級・学年経営提示、いじめを生まない授業づくりに向けた取組	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報、共有、対処の検討 ○第1回教育相談 ・いじめアンケート提案 ・各学年情報交流 ○第1回いじめアンケート実施 ・結果集計、分析 ・個別対応等 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○人間関係形成能力を高める活動の推進 ・学年集会等
生徒	○基本方針（生徒版）策定 ○学習及び生活の基礎づくり ○いじめ相談窓口の理解 スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめ防止につながる学級活動や道徳の時間での学習 ○ネットいじめ撲滅に向けた学習	○生徒アンケート ○いじめ・非行防止強化月間 ○中連生活部6月研修会 ○人権教室：対象は1年生
家庭・地域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	○いじめから人権を守る教育（5～10月までに実施） 3年生対象 ○SNSの適切な利用に係る学習（5～10月までに実施） 2年生対象 ○生命（いのち）の安全教育（5～10月までに実施） 1年生対象 ○PTA役員会（情報交流、収集）	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針の説明
	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の点検・評価 ・2学期の重点検討 ○ネット利用マナー指導 ○参観日PTA学年講演会での保護者へのネット使用に関する啓発 ○小中連携会議における取組や情報の交流	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期重点の確認 ・各学年情報交流 ○旭川市生徒指導研究協議会への参加 ○旭川市いじめ防止条例に関する学習	○いじめ・非行防止強調月間の内容検討 ・生徒会によるいじめ撲滅運動の展開（全校集会）

	7月	8月	9月
生徒	○生活・学習A c t サミットへの参加 ○いじめ相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○生活・学習A c t サミットを受けた取組の実施	○いじめ撲滅運動（全校集会）
家庭・地域	○保護者懇談会での情報交流 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○旭川生徒指導研究協議会への保護者の参加	
	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○第2回教育相談、いじめアンケート提案 ・各学年情報交流 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 ○校区小学校との連携	○学校いじめ防止対策推進会議 ・第2回教育相談いじめアンケート実施 ・アンケート集計結果分析 ・個別対応等 ○第2回教育相談 ○道教委いじめ問題への取組状況調査③	○学校評価 ・いじめ防止に関する取組の点検 ・SNS利用マナー指導 ・PTA学年講話会での保護者へのSNS使用における啓発 ○市教委いじめに関する実態調査②
生徒	○いじめ・非行防止強調月間 ○生徒が主体となった未然防止の取組	○いじめアンケート調査	○中連生活部12月研への参加 ○いじめ相談窓口の理解
家庭・地域		○PTA教育講演会 ・子育てに関する講話等の実施	○参観日 ・道徳の授業公開 ○学校だより、HP ・2学期の取組状況
	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策推進会議 ・3学期重点の確認 ・各学年情報交流 ・いじめ防止に向けた学級・学年経営や授業づくりについて	○第3回いじめアンケート提案 ・人間関係形成能力を高める活動の推進 ○第3回いじめアンケート実施・結果集計 ・個別対応 ・チャンス相談	○学校いじめ防止対策推進会議 ・年度末反省 ・学校評価結果を踏まえた基本方針の見直し ・新年度防止プログラム作成 ・各学年情報交流 ○市教委いじめに関する実態調査③
生徒	○生徒会主体のいじめ防止に係る取組の推進	○いじめアンケート調査	
家庭・地域	○学校評議員会 ・年間の取組状況の説明 ・次年度に向けた協議	○学校関係者評価の実施	○学校だより、HP ・3学期ならびに年間の取組の公表